

# 地方公務員の給料表等に関する専門家会合開催要綱

## 1 趣旨

地方公務員の給与については、本格的な地方分権時代に対応し、「地域の民間給与の更なる反映」が求められている。更に、今後、人事委員会等各地方公共団体の組織構成等を適切に反映させた給料表の作成等に取り組むことが課題になると考えられる。こうした課題の検討に資するため、給料表等に関する基本的な考え方や作成方法等について、専門的見地から検討する。

## 2 名称

本会合の名称は、「地方公務員の給料表等に関する専門家会合」（以下、「専門家会合」という。）とする。

## 3 検討項目

専門家会合は、地方公務員の給料表等に関する以下の項目について、検討する。

- (1) 給料表等に関する基本的な考え方及びその作成方法等について
- (2) 住民等に対する説明責任について
- (3) その他

## 4 構成員

専門家会合の構成員は別紙のとおりとする。

## 5 座長

- (1) 専門家会合に、座長1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する者が、その職務を代理する。

## 6 議事

- (1) 専門家会合の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に専門家会合への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、専門家会合構成員等による実態調査やワーキングチームの編成による資料等の作成を行わせることができる。

## 7 雑則

- (1) 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室に事務局を置く。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、専門家会合に関し必要な事項は、座長が定める。